

# 不燃化促進区域内で既存建築物の除却を希望する方は助成金が受けられます。(令和8年4月現在)



## 対象地区

補助 83 号線北地区、補助 73 号線沿道地区、補助 86 号線志茂地区、  
補助 86 号線赤羽西地区、補助 85 号線沿道地区、地区防災道路志茂地区

## 助成を受けられる方

住民税（企業者等は法人住民税）を納めている対象建築物の所有者または当該建築物のある土地の所有者のうち、①個人 又は ②中小企業 に該当する方

## 助成の対象となる建築物

次のいずれかに該当する建築物およびそれに付随する工作物

- ① 耐火建築物または準耐火建築物以外の建築物
- ② 昭和 56 年 6 月 1 日以前の耐震基準で建築された建築物

## 助成金額

次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とする。

- ① 実費額（消費税及び地方消費税を除く、かつ千円未満を切り捨てた額。）
- ② 毎年度公表される国単価に当該建築物の延べ面積を乗じた額
- ③ 160万円

## 注意事項

- 本事業承認前に除却工事に着手してしまうと、助成の対象にはなりません。
- 宅地建物取引業者が不動産販売のために行う除却は対象となりません。
- 国、地方公共団体等から同種の補償・助成等を受けている場合は対象となりません。
- 事業期間が終了している他の不燃化促進区域内に存する建築物等は対象となりません。
- 地区防災道路志茂地区において、不燃化特区の壁面線後退奨励金を受ける場合は、都市防災不燃化促進事業の除却の助成対象となります。

## 《手続きに必要な書類》

### 1 承認申請時：「助成対象承認申請書」

- ①案内図、②建物図面等、③登記簿謄本（建物）、④除却工事見積書、⑤現況写真（敷地・建物等）
- ⑥住民税の納税証明書又は非課税証明書(法人納税証明書ほか)、⑦委任状・同意書※必要な場合 など

### 2 工事着手時：「工事着手報告書」

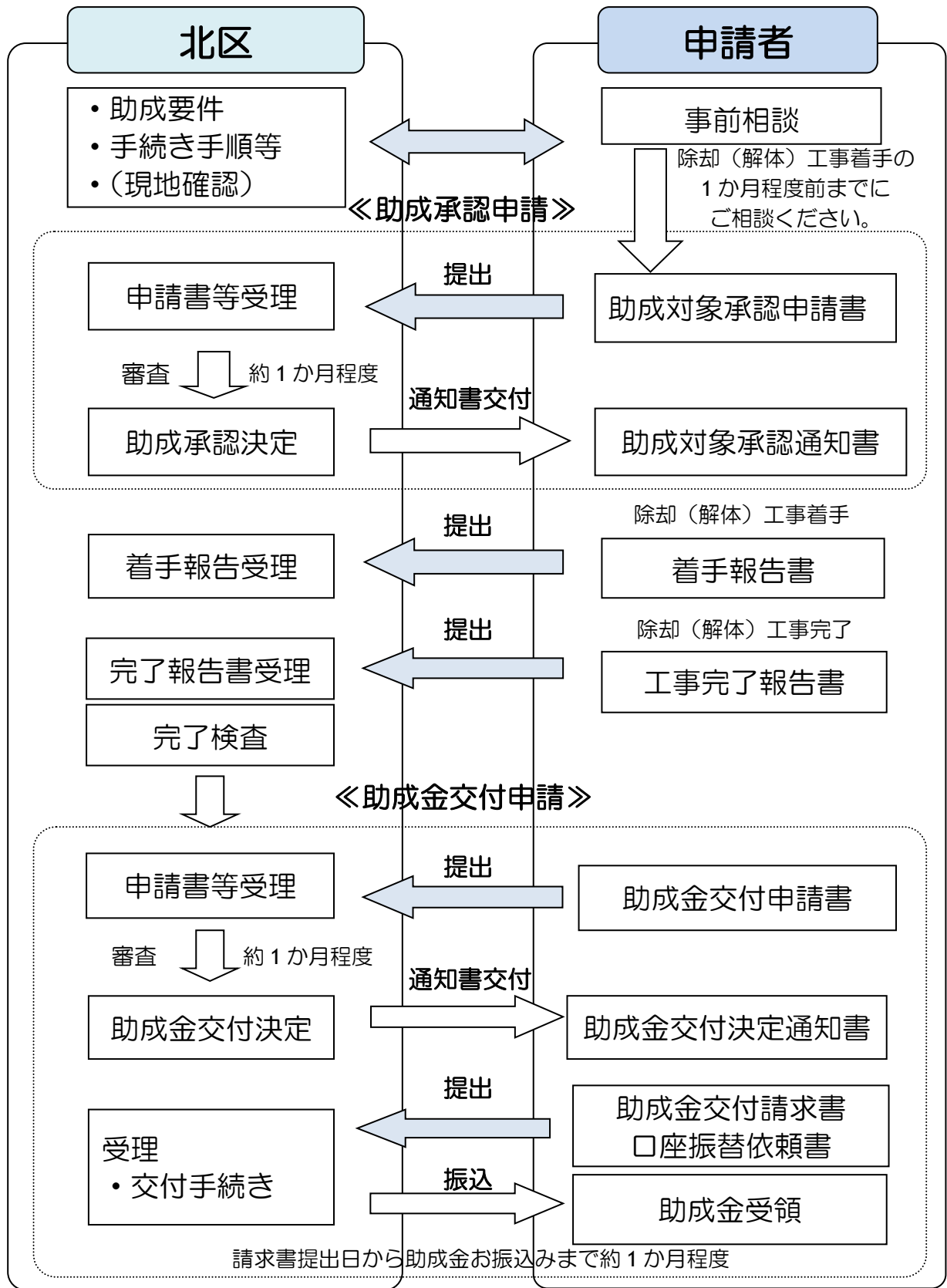
- ①除却工事請負契約書、②工程表

### 3 工事完了時：「工事完了報告書」「助成金交付申請書」

- ①領収書、②完了写真

- ①助成金交付請求書、②支払金口座振替依頼書

# 手続きの流れ



※必ず除却工事の前にご相談ください。本事業承認前に  
除却工事に着手してしまうと、助成の対象にはなりません。

【お問い合わせ先】

防災まちづくり担当課 東京都北区王子本町 1-15-22 (北区役所第一庁舎 7階) 03-3908-9162